

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 四月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ゆいレディースクリニック	宇部市沼一丁目八番三八号	令和 七年 五月 一日
山口いるか小児科アレルギー科	山口市泉都町一―三一	〃
てるクリニック	山口市小郡下郷一一八〇	〃
やまね眼科クリニック	下松市楠木町二丁目六番三四号	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 四月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ありた眼科	下関市長府中土居北町四番七号	令和 七年 四月 一日
よしもと小児科	宇部市中尾一丁目七番一〇号	〃
医療法人三生会 山下ウイメンズクリニック	下松市瑞穂町一丁目六番一〇号	〃
岩国市立錦中央医院	岩国市錦町広瀬一〇七二番地一	〃
日本製鉄株式会社 山口製鉄所 周南診療所	周南市野村南町四九七六番地	〃
医療法人智優会みつおかクリニック	熊毛郡平生町大字佐賀二二八九一	〃

令和 七年 四月 二十三日

依田 泰

エトワール歯科クリニック	名 称
下松市栄町二一五―六	所 在 地
令和 七年 五月 一日	指 定 年 月 日

二十三

依田 泰

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 四月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みさき薬局	宇部市岬町一丁目七―六	令和 七年 四月 一日
さくら薬局	山口市後河原四七―二	〃
わかば薬局	山口市大内長野一五六九―一五	〃
クロ―バー薬局	山口市阿知須二一九八―七	〃
クロ―バー薬局	下松市大手町二一六―二一	〃
車町薬局	岩国市車町二―二一四五	〃
クロ―バー薬局そお店	岩国市周東町祖生五七一八―八	〃
くまげ薬局	周南市呼坂八三八―一	〃

[illegible]